

厚木市総合計画策定委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 本市の総合的かつ計画的な基本指針として、厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討するため、厚木市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には企画部を担当する副市長を、副委員長には他の副市長及び教育長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事項について、専門的な調査、研究及び検討をさせるため、幹事会を置く。

2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには企画部次長を、サブリーダーには企画部企画政策課長をもって充てる。

(リーダー等の職務)

第7条 リーダーは、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 リーダーは、幹事会で調査し、研究し、検討した事項及び取りまとめた事項について、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

厚木市総合計画策定委員会委員名簿

役 職	職 名	備 考
委 員 長	副市長	企画部担当
副委員長	副市長	
〃	教育長	
委 員	理事	
〃	企画部長	
〃	総務部長	
〃	財務部長	
〃	市民福祉部長	
〃	健康こどもみらい部長	
〃	市民交流部長	
〃	産業文化スポーツ部長	
〃	環境農政部長	
〃	循環型社会推進担当部長	
〃	都市みらい部長	
〃	建築・許認可担当部長	
〃	市街地整備担当部長	
〃	都市インフラ整備部長	
〃	会計管理者	
〃	消防長	
〃	病院事業局長	
〃	議会事務局長	
〃	教育部長	
〃	教育指導担当部長	
〃	選挙管理委員会事務局長	
〃	監査事務局長	
〃	農業委員会事務局長	
〃	環境農政部付け担当部長（厚木愛甲環境施設組合派遣）	

別表第2(第6条関係)

厚木市総合計画策定委員会幹事会委員名簿

役 職	職 名	備 考
リ ー ダ ー	企画部次長	
サブリーダー	企画部企画政策課長	
委 員	企画部行政経営課長	
〃	企画部危機管理課長	
〃	総務部行政総務課長	
〃	財務部財政課長	
〃	市民福祉部次長	
〃	市民福祉部地域包括ケア推進課長	
〃	健康こどもみらい部次長	
〃	健康こどもみらい部こども育成課長	
〃	健康こどもみらい部こども家庭センター所長	
〃	健康こどもみらい部健康医療課長	
〃	市民交流部市民協働推進課長	
〃	市民交流部くらし交通安全課長	
〃	市民交流部中央図書館長	
〃	産業文化スポーツ部次長	
〃	産業文化スポーツ部産業振興課長	
〃	産業文化スポーツ部商業観光課長	
〃	産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課長	
〃	産業文化スポーツ部文化魅力創造課長	
〃	環境農政部環境政策課長	
〃	環境農政部ごみ減量化・資源化担当課長	
〃	環境農政部農業政策課長	
〃	都市みらい部都市計画課長	
〃	都市みらい部市街地整備課長	
〃	都市インフラ整備部次長兼国県道調整担当課長	
〃	都市インフラ整備部道路総務課長	
〃	都市インフラ整備部河川下水道総務課長	
〃	消防本部次長兼警防課長	
〃	消防本部消防総務課長	
〃	市立病院経営管理課長	
〃	教育部教育総務課長	
〃	教育部教育指導課長	